# 連邦政府公共サービス 環境省

シコ・メンデス生物多様性保全研究所

#### 2014年09月1日付規範的指示第3号。

本規範的指示に定めるガイドラインと条件の下で、生物多様性認証・情報システム(Sistema de Autorização e Informação em Biodiversidade)の使用に関する規則を定め、更には生物多様性認証・情報システムを通じて シコ・メンデス生物多様性保全研究所が受け取るデータと情報の提供、アクセス及び使用を規制する(文書番号02070.001067/2013-96)。

シコ・メンデス生物多様性保全研究所の所長代理が、シコ・メンデス研究所の 組織体制を認可し、またその他の措置を定めた2011年07月9日付連邦官報に掲 載された 2011 年 07 月 8 日付政令第 7.515 号の付属書 I の第 21 条によって付与さ れた権限を行使し、2013年04月26日付連邦官報に掲載された2013年04月23 日付環境省令第119号によって任命に従い、1967年01月3日付法律第5.197号、 1981年08月31日付擁立第6.938号、1998年02月12日付法律第9.605号、2000 年 07 月 18 日付法律第 9.985 号、1967 年 02 月 28 日付政令第 221 号、1988 年 05 月2日付政令第96.000号、1990年10月1日付政令第99.556号、1999年09月21 日付政令第 3.179 号、2000 年 09 月 21 日付政令第 3.607 号、2002 年 08 月 22 日付 政令第 4.340 号、2008 年 08 月 8 日付省令第 236 号、2010 年 06 月 24 日付省令第 318 号、2011 年 07 月 8 日付政令第 7.515 号、2007 年 08 月 28 日付法律第 11.516 号、1998年02月19日付法律第9.610号、2003年04月16日付法律第10.650号、 2011年11月18日付法律第12.527号、2007年03月1日付ブラジル環境・再生可 能天然資源院(Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis) 規範的指示第 154 号、2013 年 08 月 23 日付シコ・メンデス生物多様 性保全研究所規範的指示第 33 号、及び文書番号 02070.000615/2014-41 と 02070.001067/2013-96の諸規定に鑑み:

生物多様性の持続可能な保全と利用を促進することを目的とした公共政策及び行動計画の作成に技術的・科学的支援を提供するに当たっての、生物多様性に関する情報の管理を改善する必要性に鑑み;

生物多様性認可・情報システムを通じて、シコ・メンデス生物多様性保全研究所 の従業員や社会による、当研究所が保管しているデータや情報へのアクセスと利 用を規制する必要性に鑑み; 及び

シコ・メンデス生物多様性保全研究所が生物多様性認可・情報システムを通じて受け取ったデータと情報の提供、アクセス及び使用に関する章の内容に対する科学界の貢献の必要性に鑑み、次のとおり決定する:

#### 第1章 - 目的と範囲

- 第1条 本規範的指示に定められたガイドラインと条件の下で、生物多様性認可・情報システムの使用に関する規則を定め、生物多様性認可・情報システムを通じてシコ・メンデス生物多様性保全研究所が受け取るデータと情報の提供、アクセス及び使用を規制する。
- 第2条 2008 年 08 月 8 日付環境省令第 236 号により設立された生物多様性認可情報システム技術諮問委員会(Comitê de Assessoramento Técnico)は、生物多様性認可情報システムの評価及び改善においてシコ・メンデス生物多様性保全研究所を支援する任務を負う。
- 第3条 国の領土、大陸棚、領海及び排他的経済水域における、科学的又は教育的な目的をもつ以下の活動の実施に関する規則を定める:
  - I 生物学的試料の採集;
  - Ⅱ 生息地での野生動物の捕獲又はマーキング;
  - III 捕獲した野生動物の一時的飼育:
  - IV 生物学的試料の輸送: 及び
  - V 連邦保護地域や自然の地下空洞で調査を行うこと。
- §第1- 本条の本文に規定されている教育目的の活動は、高等教育の範囲内で 実施されるものに限定される。
- §第2-本施行細目は、以下の種の生物学的試料の採集及び輸送には適用されない:
  - I- 飼育又は栽培されたもの。ただし、公有地の連邦保護地域で実施される 研究に関連する場合を除く: 及び
  - Ⅱ-生息領域外で飼育する野生外来種。
- 第4条 植物学的、菌類学的及び微生物学的試料の採集のための、自主的登録制度を設立。
- 単項. 自主的登録は、水生植物の採集のための認可取得の必要性を免除するものではない。
- 第5条 遺伝資源の構成要素又は関連する伝統的知識へのアクセス及び遺伝資源 の構成要素のサンプルの送付は、たとえ採集の許可を必要としない場合 であっても、施行されている法律に基づいて付与される特定の許可を得 る必要がある。

# 第2章 - 定義

- 第6条 本規範的指示において以下の定義が適用される:
  - I 認可:シコ・メンデス生物多様性保全研究所が、具体的なプロジェクトの 提示を通じて、当事者に第3条に規定された活動を行うことを許可する裁 量的行政行為:
  - II 捕獲:化学的又は機械的な方法で、一時的に動物の動きを抑止し、封じ込め、又は妨げ、その後解放すること:
  - III- 特許目的受託センター:特許出願の対象であるか又は特許出願の対象の実用化に不可欠な生物学的試料のコレクションで、その受託が特許庁にその記述の補完として提示されているもの:
  - IV 科学的生物コレクション:科学的又は技術的研究及び生息領域外保存を助成する目的で、科学機関に属するコレクションのデータの安全性、アクセス性、品質、寿命、完全性及び相互運用性を保証する規範及び基準に従って、適切に処理、保存及び文書化された生物学的試料のブラジルのコレクション:
  - V-サービスコレクション:生物学的試料及び関連情報の真正性、純粋性、生存可能性ならびに安全と追跡を保証する規範や基準に従って、適切に処理・保存された認証を受けた生物学的試料のコレクション:
  - VI- 採取: 野生の動物、植物、菌類若しくは微生物の生物を、その自然の生息地から個体を取り出すことによって、又は生物学的サンプルを採集することによって入手すること:
  - VII 科学機関:科学的又は技術的性質の研究活動を展開するブラジルの教育・研究機関:
  - VIII 永久ライセンス: シコ・メンデス生物多様性保全研究所が研究者に対し、本規範的指示の要件を満たすことを条件に、無期限に野生動物種の生物学的試料を捕獲、採集、輸送する権利を与えることに限定された行政行為;
  - IX-生物学的試料:生物又はその一部;
  - X- 委託された生物学的試料:科学的生物学的コレクションに登録された生物又はその一部;
  - XI- 研究者:学位や著名な知識を持ち、教育や研究活動に従事し、科学機関 に所属する専門家のこと;

- XII- 基質:生物がその上で成長する、あるいは生物が固定される、支えられる、若しくは発達する、有機的又は無機的な物質; 及び
- XIII 輸送:国の領土、大陸棚、領海又は排他的経済水域内での生物学的試料の移動。

# 第3章 - 認可及び永久ライセンス

- 第7条 科学的目的のために第3条に規定された活動の認可は、研究者が生物多様性認可情報システムを通じて申請するものとする。
- §第1研究者は、以下の事項を実行することを要する:
- I- 以下のデータを登録し、常に更新する:
  - アー 氏名、納税者登録番号、郵便宛先、電子メールアドレス:
  - イー 本人が所属している又は本人を指定した科学機関の識別情報;及び
  - ウー 国家科学技術開発委員会(Conselho Nacional de Desenvolvimento Científico e Tecnológico)のラテス・プラットフォームに掲載された履歴書。
- II- 目的、実施される活動の記述、手法、採集され、捕獲され、マーキング され、輸送される分類群の表示、採集された物質の受入先の表示、選択 された地域と時期の表示、遺伝資源又は関連する伝統的知識へのアクセ スの有無及び実施される活動に関連するその他の情報を含む研究プロジェクトを提出する;及び
- III- 承認を受けるチームのメンバーの名前と納税者登録番号を報告する。
- §第2 チームの構成は、生物多様性認可情報システムを通じていつでも変更することができる。
- §第3フィールドアシスタントと車両運転手を除くチームメンバーは、生物多様性認可情報システムに登録しなければならない。
- §第4採集時に生物学的試料を基質から切り離すことができない場合は、分類 名の表示を基質の表示で置き換えることができる。
- §第5 公的又は私的な科学機関から正式に指定されていることを条件に、退職 した研究者又は自営の研究者に認可を与えることができる。
- 第8条 高等教育の範囲内で教育目的のために第3条に規定された活動を実行するための許可は、教授が生物多様性認可情報システムを通じて要請するものとする。
  - §第1 教授は次の事項を実施しなければならない:

- I-次のデータを登録し更新する:
  - アー 氏名、納税者登録番号、郵便宛先、電子メールアドレス;
  - イー 所属する教育機関又は研究機関の識別情報;
  - ウー 国家科学技術開発委員会のラテス・プラットフォームに掲載されている 履歴書。
- II 教科の概要の提示、教科に参加する教師及び技術者の氏名と納税者登録番号、実施される活動の基本的な説明、手法、採集され、捕獲され、マーキングされ又は輸送される分類群の表示、採集された材料の目的地の表示、活動に選ばれた地域と時期の表示を行う。
- §第2 コースに関わる教授や技術者は、生物多様性認可情報システムに登録しなければならない。
- §第3 教授に与えられた許可には、そのコースに在籍する学生も含まれる。
- §第4 採集時に生物学的試料を基質から切り離すことができない場合は、分類 名の表示を基質の表示で置き換えることができる。
- 第9条 第7条及び第8条に規定された認可の申請書の評価は、以下の点の観察に基づいて行われる:
  - I 研究対象となる領域の性質:
  - II-絶滅の恐れのある種、乱獲されている種、乱獲される恐れのある種の公式 リストに基づく種の保全状況:
  - Ⅲ- キャプチャーツール (捕獲用手段); 及び
  - IV- 推定個体数。
- 単項. 技術諮問委員会・生物多様性認可情報システム は、自動承認を与えるため の検体採取の最大限度について見解を求められる。
- 第10条 以下の活動は、保護地域又は天然の地下空洞で行われる場合を除き、認可を必要としない:
  - I 観察と画像又は音声の記録;
  - II- 種の捕獲を伴わない場合における、糞便、吐き戻し、体毛、羽毛、歯の 採集物及び輸送: 及び
  - III- 植物、真菌、微生物の採集と輸送。ただし、水生植物又は絶滅危惧種の公式リストに掲載されている種の場合は除く。

- §第1 本条の本文に定める例外規定は、私有天然資源保護地域(Reserva Particular do Patrimônio Natural)及び環境保護地域(Área de Proteção Ambiental)における私有地には適用されない(2015 年 06 月 16 日付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。
- §第2 私有天然資源保護地域又は環境保護地域における、本条の本文に記載された活動の実施に関し、生物多様性認可情報システムを通じた認可申請が奨励される(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正に含まれている)。
- §第3 III に規定された採集及び輸送の場合、当事者は、自発的に生物多様性認可情報システム に登録し、監査があったときのために提出可能な証明書を得ることができる(2015 年 0 6 月 16 日付連邦官報 に掲載された修正により、項番が § 2°から § 3°へ変更された)。
- 第11条 第3条Ⅰ、Ⅱ及びⅢに定める活動を行うための永久ライセンスは、ブラジルで認められた博士号又はそれに相当する学位を持ち、科学機関に正規に雇用されている研究者が申請することができる。
  - §第1 研究者は以下の事項を実施しなければならない:
    - I- 生物多様性認可情報システムに以下のデータを登録し更新を続ける:
      - アー氏名、納税者登録番号、郵便宛先、電子メールアドレス:
      - イー 本人が所属している又は本人を指定した科学機関の識別情報: 及び
      - ウー 国家科学技術開発委員会のラテス・プラットフォームに掲載された履 歴書
    - II- 自己の科学的研究成果物に適合する、申請に含める分類群を特定する; 及び
    - III- 採集される素材の受入先を特定する。
  - §第2 永続的ライセンスは、申請時に所属していた科学機関と研究者の雇用関係が続く限り有効であるものする。
  - §第3 本条の本文に規定されるライセンスは、公的又は民間の科学機関から正式に共同研究者として任命されている限りにおいて、退職した研究者にも与えられる。
  - §第4 前記ライセンスは、本条の**本文**で引用された活動に関する認可を免除する。
- 第12条 永久ライセンスは、以下の場合には有効でない:

- I- 絶滅危惧種の公式リストに掲載されている種の採集又は輸送;
- II- 野生動物の一時的な飼育場での保持;
- III 生物学的試料の海外からの受領又は海外への送付;及び
- IV -連邦保護地域や地下の自然洞窟で研究を行うこと。
- 単項. 本条の本文に規定されている例外は、私有天然資源保護地域及び環境保護地域内の私有領域には適用されない(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。
- 第13条 永久ライセンスは個人的かつ譲渡不能なものである。
  - §第1 永久ライセンスを持つ研究者は、同伴者がいる場合、生物多様性認可情報 システムに野外調査を登録し、チームメンバーの氏名と納税者登録番号、 及び当該調査に関するデータを登録しなければならず、それらのデータ は監査があったときに提示するための調査登録証明証に記載される。
  - §第2 チームメンバーは、フィールドアシスタントと車両運転手を除き、生物 多様性認可情報システムに登録しなければならない。
  - §第3 ライセンスを持つ研究者は、野外調査の登録時に本人が不在の場合、 その代理を務めるチームメンバーを指名することができる。
  - §第4 ライセンスを持つ研究者が、予定外の共同研究者と共に採集作業を行う場合、採集の前にライセンスの裏面に当該共同研究者の氏名と納税者登録番号を記入し、所属機関に戻ってから30日以内に生物多様性認可情報システムに当該採集を登録しなければならない。
  - §第5 予定外の共同研究者と共に行う採集作業は、野外調査と見なされない。
  - §第6 永久ライセンスを持つ研究者は、通知されたチームのメンバーの行為に 責任を負うものとする。
- 第14条 本規範的指示に規定されている永久ライセンス及び認可は、当事者が他の法律文書に規定されている義務を遵守する必要性、及び活動が行われる公共又は民間の地域の責任者の同意を得る必要性を、免除するものではない。
- 単項. 持続可能な開発保護地域及び抽出保護地域における科学的研究の実施については、保護機関の審議会の意見を聞くものとする。
- 第15条 永久ライセンス及び認可を、商業、工業、スポーツの目的又は事業の 環境認可手続きに固有の活動の実施のために使用することはできない。

- §第1 第3条に規定されている活動の認可は、次に挙げる事項を目的とするとき、例外的に、環境分野で活動する企業と雇用関係を有する又はその企業と契約を有する専門家に与えることができる:
  - I- 自然保護制度の下に置く地域の決定:
  - II-生態学的及び経済学的領域分割の計画策定、実施、見直し;
  - III- 保全領域の管理又は保護に関する計画策定、実施、見直:
- IV- 保全領域の管理者の利益となる場合、その管理を支援することを目的と した情報の生成; 又は
- V- 持続可能な森林管理計画の作成を支援するための、保全領域内の存在種 数の把握。
- §第2 事業に関する環境認可手続きに固有の活動の実施には、認可機関の特定 の承認を受ける必要がある。
- 第16条 シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、認可又は永久ライセンスの付与に際して、提示された目的を達成することが可能であり、申請に含まれる種に関して明らかに有効な代替方法が存在する場合は、動物に苦痛を与える手法の代替を決定しなければならない。(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。
- 単項.研究者は、認可又は永久ライセンスの申請の分析に必要とみなされる場合、 プロジェクトの関係機関の動物使用に関する倫理委員会の意見書の提出を 求められることがある(2015/06/16 付連邦官報に掲載された改正条文の文 言)。
- 第17条 外国の自然人又は法人が第3条に記載された活動に参加することは、特定の法律に規定されている場合を除き、ブラジルの科学技術に関する国家政策を担当する機関による許可を受けなければならない。

#### 第4章-フィールドでの手続き

- 第18条 ライセンス又は認可の保有者及びそのチームのメンバーは、以下の事項 を行わなければならない:
  - I- 可能な限り、他の分類群の死亡や重大な損傷を避けつつ、対照となる分類 群を採集する方法やキャプチャーツールを選択しなければならない; 及 び
  - II-対象となる分類群の個体群の生息領域の条件下における生存可能性を損な わないような採集又は捕獲に最善を尽くす。

- 単項. 同じ地域で同じ分類群の採集を行う科学機関は、この活動を最適化すると 共に、対象となる集団に対する相乗的影響を全体として評価するよう求められる。
- 第19条 許可又は永久ライセンスに記載されていない生物学的試料又は基質の予期せぬ採取は、採取時に特定の欄に記載しなければならない。
  - §第1 本条の本文に言及されている生物学的試料又は基質の輸送には、それぞれの適切な注釈を付した認可証又は永久ライセンス証を添付しなければならない。
  - §第2 本条の本文で言及されている採集は、活動報告の中で通知されなければ ならない。
  - §第3 本条の**本文**に規定されているとおり採集された生物学的試料は、科学機関に送らなければならない。
- 第20条 プロジェクトの終了時に、当事者はフィールド活動が行われた場所から、使用したすべての物、道具、設備を撤去しなければならない。

# 第5章 - 採集された試料の受入先

- 第21条 採取した生物学的試料は、場合により、科学的生物学的コレクションに 寄託しなければならない。
- 単項. 遺伝資源又は関連する伝統的知識へのアクセスを目的とした生物学的試料 の寄託は、特定の法律に準拠するものとする
- 第22条 微生物学的試料の寄託は、国内のサービスコレクション又は寄託センターに行うことができるが、必要な場合には、研究者の所属機関が海外に本部を置く参照のコレクションに寄託することができる。
- 第23条 科学実験のために野生の脊椎動物を一時的に飼育することは、その飼育 が動物園や科学的飼育施設で行われない場合には、その動物が飼育され る条件を提示することが条件となる
  - §第1 シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、野生の無脊椎動物を一時的に 飼育することを許可するにあたり、正当な理由の下に、本条の**本文**に規 定されている情報を要請することができる。
  - §第2 科学目的で野生動物を24ヶ月以上飼育することは、生物多様性認可情報システムにより認められない(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。

# 第6章 - 生物学的試料の輸送、受領及び発送

- 第24条 永久ライセンス及び採集の認可は、採集場所と申請書に記載された受入 機関との間で、科学的目的のために寄託によらない生物学的試料を輸送 するための認可を含む。
  - §第1 受入機関が永久ライセンス又は認可に含まれていない場合は、生物多様 性認可情報システムを通じて認可に含むよう要請しなければならない。
- §第2 第10条第Ⅱで定められた場合、科学的目的で国内での寄託によらない野生動物に由来する生物学的試料の輸送は、許可を免除される。
- 第25条 科学的又は教育的な使用のために死んだ動物を採集して輸送することは、 その動物が科学的機関に送付される限りにおいて、許可を要しない。
- §第1 当事者は、可能なときは常に、監査を受けた場合に備え、警察当局から 事故発生報告書を入手すべきである。
- §第2 科学機関は、動物の引渡しの記録を保管しなければならない。
- §第3 死亡した動物のデータ又は生物学的試料の系統的な採集を含む科学研究 プロジェクトの場合、生物多様性認可情報システムによる承認を申請 することが推奨される(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正 条文の文言)。
- 第26条 生物学的試料の海外への送付は、特定の法律に従わなければならない。

#### 第7章 - 報告書と期限

- 第27条 永久ライセンス及び認可は、生物多様性認可情報システム に用意されている所定の書式を用いて要請を行った後、45 営業日以内に付与される。
- 単項. 持続可能な開発保護地域及び抽出保護地域の審議会との協議により、認可の期間を延長することができる。
- 第28条 認可は、プロジェクトの活動日程表に予め定められたものと同等の有効期間を有するものとする。
  - §第1 認可は、毎年、認可の発行日から数えて30日以内に生物多様性認可情報 システムを通じて送付される活動報告書を提示することにより、更新 されるものとする。
  - §第2 認可の有効期間満了後30日以内に最終活動報告書を提出しなければならない(2015年06月16日付け連邦官報に掲載された改正条文に含まれている)。

- 第29条 永久ライセンスは、永久ライセンスの発行日から 30 日以内に生物多様 性認可情報システムを通じて提出される活動報告書によって、毎年更 新されるものとする。
- 第30条 植物、菌類、微生物の材料を採集するために自主的な登録を行った研究者は、活動報告を行うことが奨励される。
- 第31条 科学目的の活動の報告書には、以下の情報を記載するものとする:
  - I- 採集、捕獲又はマーキングが行われた地域又は場所を示す自 治体のリストで、利用可能な精度による地理的座標が示され ているもの;
  - II- 研究者が到達できた分類学上の識別レベルで採集、捕獲又はマーキング された生物学的試料の明細;
  - III- 採集された素材の受入先の表示; 及び
  - IV- 実施された採集、捕獲、マーキング及び調査に関する利用可能な公表物で、できれば電子形式のもの。
- 単項. 保全区又は天然の地下洞窟で実施された調査に関する活動報告書には、調査の暫定的な結果と、可能な場合は常に当該地区又は地下洞窟の管理及び種の保護に関する関連情報も含むものとする。
- 第32条 教育目的のために、以下の情報を活動報告に含める:
  - I- 採集、捕獲又はマーキングが行われた地域又は場所の表示と、到達可能 な精度での地理的座標の表示がある自治体のリスト; 及び
  - Ⅱー研究者が到達できる分類学上のレベルで採集した生物学的試料の明細。
- 第32-A条 本規範的指示の第31条及び第32条を遵守していない又は遵守が不完全な場合、活動報告書に対する調整又は補足情報の提供が要求される可能性がある(2015年06月16日付連邦官報に掲載された改正条文に含まれている)。
- 単項. 認可又は永久ライセンスの保有者は、要求された追加情報の提供を実施するか又はそれを実施しない正当な理由を説明するために、60 日間の期間を与えられる (2015/06/16付連邦官報に掲載された改正条文に含まれている)。

# 第8章 - データと情報の利用可能性、アクセス及び使用

- 第33条 データと情報の作成者は、生物多様性認可情報システムにそれらを入力する際に、本規範的指示に基づいてシコ・メンデス生物多様性保全研究所がデータと情報を保管することを承認する。
  - §第1 生物多様性認可情報システムによって付与された認可、ライセンス及び 証明書に含まれるデータと情報は、プライバシー、私生活、名誉及び イメージに関わる個人情報を除き、公開されたものであり、付与され ると同時に利用が可能となる。
  - §第2 生物多様性認可情報システムの報告書に入力されるデータと情報は、以下のカテゴリーに分類される:
  - I- 「制限なし」:著作者が如何なる猶予期間も要求していないもの又は要求した期間がすでに終了しているもので、したがって、アナログ又はデジタル形式での一般のアクセスと出版に制限はない:
  - II-「猶予期間中」:著作者が要求した猶予期間が有効であり、したがって、 アクセスと公表の制限は一時的であり、また著作者による原本公表での 取り扱い、分析及び利用を保証するために必要なものである;
  - §第3データと情報の著作者は、生物多様性認可情報システムの報告書に入力する際に、公開までの猶予期間を最長 05 年まで選択することができる。シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、通知された猶予期間中におけるデータの一般への非公開に責任を負う。
  - §第4 猶予期間中のデータと情報は、シコ・メンデス生物多様性保全研究所の従業員が、保全区の管理、天然資源の持続可能な利用、及び生物多様性の保全を目的とした行動計画を実行するために使用することができる。
- 第34条 シコ・メンデス生物多様性保全研究所が猶予期間中に保管しているデータ又は情報、及びそれらを使用した産物は、その著作者の正式な承認を得ずに、直接的又は間接的に公表することはできない。
  - §第1 本条の本文では、シコ・メンデス生物多様性保全研究所によってクラスと同等かそれ以上の分類レベルでグループ化に生成された分析と、要約物は適用されない。
  - §第2 シコ・メンデス生物多様性保全研究所が個人又は法人と締結した契約の 対象となる研究から得られたデータである場合、契約に別段の定めが ない限り、前記承認は免除される。

- §第3 シコ・メンデス生物多様性保全研究所の従業員が猶予期間中にデータ又は情報を第三者に提供するには、本規範的指示で定められた規則を遵守することを従業員が約束した誓約書又はそれに相当するものに、署名する必要がある。
- 第35条 シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、種の保護又は社会若しくは 国家の安全を目的として、生物多様性認可情報システムを通じて受領 したデータや情報の開示を一時的に制限することができる。
- §第1 生物多様性認可情報システムの技術諮問委員会は、本条の本文に記載されている一時的な制限の基準を定める際に、シコ・メンデス生物多様性保全研究所を支援する義務を負う。
- §第2 生物多様性認可情報システムの技術諮問委員会を構成する科学団体又は 政府機関は、本条の本文に規定された一時的な制限の採用を検討する ために、正当な理由を付して、種の表示をシコ・メンデス生物多様性 保全研究所に送ることができる。
- 第36条 シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、著作者から提供されたデータ と情報を整理して利用可能にする責任があり、システム利用者は、利用 可能な資料の信頼性、完全性、適時性を評価する責任がある。
- 第37条 生物多様性認可情報システムを通じてシコ・メンデス生物多様性保全研究所が受け取ったデータ又は情報を使用した公表物の著者は、データ又は情報を作成し提供した者が特に指定しない限り、それらの者の名前を引用しなければならない。
  - §第1 シコ・メンデス生物多様性保全研究所は、生物多様性認可情報システムを通じて受け取ったデータと情報が公開された際に、その著者名を公開するものとする。
  - §第2 生物多様性認可情報システムとシコ・メンデス生物多様性保全研究所は 情報源として引用されるものとする。
  - §第3 シコ・メンデス生物多様性保全研究所が生物多様性認可情報システムを通じて受け取ったデータ又は情報を使用した公表物の著者は、データ又は情報の著者名を引用する責任がある。
- 第38条 内外の利用者は、シコ・メンデス生物多様性保全研究所が保管し利用可能にするデータ又は情報にアクセスする際に、本規範的指示の条項に同意するものとする。

第39条 本規範的指示の公告掲載の前に生物多様性認可情報システムに入力されたデータは、本規範的指示に記載された規則に従うものとする。

#### 第9章-行政処分

- 第40条 認可若しくは永久ライセンスの保有者とそのチームメンバーは、本規 範的指示若しくは適用法の規定に違反した場合又は調査活動を助成に 関連する情報の不備、遺漏若しくは虚偽の記述があった場合、根拠に 基づく裁定により、シコ・メンデス生物多様性保全研究所によって認 可又はライセンスの一時停止又は取り消しを受け、適用法に規定され た制裁措置を受けることがある。
  - §第1 認可又はライセンスの保有者とそのチームメンバーは、停止又は取り消しの原因となった状況が解決されるまで、新たな認可又はライセンスを取得することができない。
- 第41条 第28条及び第29条に定められた期限内に報告書を提出しない又は第32-A条に定められたシコ・メンデス生物多様性保全研究所が要求する追加事項の提供を実行しない認可若しくは永久ライセンスの保有者は、これらの不履行が解消されるまで、新たな認可、ライセンス若しくは調査活動の登録証明の取得及びチームメンバーとしての参加を禁じられる(2015年06月16日付連邦官報及び2015年08月28日付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。
- 単項. 第33条に基づいてシコ・メンデス生物多様性保全研究所が要求した報告書 への追加情報の提供が履行されない場合、そのような不履行が解消される まで、認可及び永久ライセンスは一時的に停止されるものとする (2015/06/16 付連邦官報に掲載された改正条文の文言)。
- 第42条 本規範的指示に定められた規則に従わずにデータ若しくは情報を提供又は使用したシコ・メンデス生物多様性保全研究所の従業員は、その不適切な使用に対する行政処分の対象となる。

#### 第10章 - 最終規定

- 第43条 第3条に記載された活動に関する請求は、特にそのために依頼したコン サルタントによる分析を受ける。
- 第44条 却下された永久ライセンス又は認可の見直しは、申請を却下した機関の分析に付される。
- 単項. 却下が維持されたままの場合は、特にそのために依頼したコンサルタント 又は技術諮問委員会・生物多様性認可情報システムの支援を得て、調停委 員会に異議申し立てを行うことができる。

- 第45条 遺漏の場合、シコ・メンデス生物多様性保全研究所の生物多様性研究 の評価・監視部(Avaliação e Monitoramento da Biodiversidade) が解決し、 必要に応じて、特にそのために依頼したコンサルタント又は技術諮問 委員会・生物多様性認可情報システムの支援を受ける。
- 第46条 本規範的指示に規定されている永久ライセンス及び認可は、他の現行 法律の遵守を免除するものではない。
- 第 47 条 2013 年 08 月 26 日付連邦官報第 164 号の第 1 節、第 71 ページに掲載された、2013 年 08 月 23 日付シコ・メンデス生物多様性保全研究所施行細目第 33 号は、ここに破棄される。
- 第48条 本規範的指示は、その公布日に効力を発する。

マルセロ・マルセリノ・デ・オリベイラ

(MARCELO MARCELINO DE OLIVEIRA)